

市営住宅におけるアスベスト（石綿）の確認について

堺市では、本市が管理する市営住宅 2 棟の建材（仕上塗材）に、レベル 1^{※1}のアスベスト含有吹付けバーミキュライト^{※2}（以下、吹付けバーミキュライト）が使用されていることを確認しました。これを受けて、アスベスト専門家による現地確認及びアスベスト気中濃度測定（以下、気中濃度測定）を実施した結果、アスベストは検出されませんでした。

なお、当該建材は、令和元年度に市営住宅の仕上塗材のアスベスト含有調査を行いました。調査報告書に示されている「バーミキュライト含有」の記載に気付かなかったものです。また、令和 3 年 4 月の改正大気汚染防止法の施行による規制対象の拡大に伴い確認した際も、吹付けバーミキュライトはレベル 1 であったにもかかわらず、レベル 3 相当として誤った認識で取り扱っていました。その後、令和 8 年 4 月に市営住宅の管理業務に関する資料を確認する際、レベル 1 の建材であることが判明したものです。

住民の皆様及び関係者の皆様にご心配とご不安をおかけしたこと、また市有施設で使用されている建材を適切に把握できていなかったことをお詫び申し上げます。今後は、再発防止に努め、適切な施設管理を徹底します。

※1 アスベストのレベル 1～3 は、石綿含有建材の種類ごとに石綿繊維の飛散のおそれの程度に応じて区分したものです。レベル 1 が最も飛散しやすく、レベル 2、レベル 3 の順に飛散のおそれが低くなります。

※2 天井などに使用されるもので、飛散性の区分ではレベル 1 建材です。なお、当該建材はレベル 1 建材の中でも通常の使用状態では飛散性が比較的低いとされています。

1 吹付けバーミキュライトが確認された市営住宅

住宅名称 (所在地)	市営住宅階数 (管理戸数)	吹付けバーミキュライト 使用箇所及び総面積	建材分析結果 ※種類及び含有率	備考
塩穴団地 1 棟 (堺市堺区協和町 5-481)	14 階建て (195 戸)	共用廊下の天井 屋内階段室の天井 2,356.9 m ²	石綿（クリソタイル） 0.7%～0.9%	昭和 50 年建設。 令和 10 年度に団 地内の建替住宅へ 転居予定。
協和町中団地 4 号館 (堺市堺区協和町 3-151)	11 階建て (80 戸)	共用廊下の天井 屋内階段室の天井 1 階電気機械室の天井 1,373.1 m ²	石綿（クリソタイル） 0.1%超～1.7%	昭和 49 年建設。 令和 11 年度に団 地内の建替住宅へ 転居予定。

2 気中濃度（アスベスト繊維数濃度）測定結果

住宅名称	測定結果 ※令和8年5月28日実施
塩穴団地1棟	アスベストは検出されず（団地建物内共用部の合計12か所で測定） （検出できる下限値（0.056本/L）に満たない）
協和町中団地4号館	アスベストは検出されず（団地建物内共用部の合計8か所で測定） （検出できる下限値（0.056本/L）に満たない）

※今後もアスベスト専門家の意見を確認しながら、定期的に測定予定。

3 事案の経過

時期	経過
平成 29 年度～ 令和元年度	平成 29 年 5 月 30 日に発出された石綿含有仕上塗材の石綿飛散防止対策に関する内容の環境省通知を踏まえ、平成 29 年度から令和元年度にわたり市営住宅の仕上塗材のアスベスト含有調査を実施した。
令和 2 年 2 月	同調査の報告書（以下、調査報告書）をとりまとめた際、当該建材はいずれも「バーミキュライト含有」である旨が記載されていたが、一般的な仕上塗材との思い込みから、そのことに気付かなかった。
令和 3 年 4 月から	大気汚染防止法の一部改正を受けて、規制対象となる建材を確認するため、令和 3 年 4 月に調査報告書を見返したが、その際も確認が十分でなく「バーミキュライト含有」の記載を見落とし、レベル 3 相当として扱う結果となった。また、令和 3 年度～令和 4 年度に、適正に施設の管理・運営を行うことを目的に市有建築物レベル 1 アスベスト再調査を実施したが、同法改正時に確認済みとの認識から、当該建材を引き続きレベル 3 相当として取り扱った。
令和 8 年 4 月 28 日	令和 10 年度及び令和 11 年度に予定する市営住宅の建替えに向けて、調査報告書を精査していた際に、当該箇所に使用されている仕上塗材が、レベル 1 である吹付けバーミキュライトであることを本市が確認した。
5 月 13 日	アスベストの専門家と現地確認を行った。
5 月 28 日	団地建物内共用部計 20 か所で大気中の気中濃度測定を実施した。
6 月 3 日	5 月 28 日の気中濃度測定の結果、アスベストは検出されなかった。
8 月 20 日	当該建材（仕上塗材）について、アスベスト含有率の定量分析調査を実施した。
10 月 2 日	当該住宅入居者へ市営住宅 2 棟の建材に吹付けバーミキュライトが使用されていること、大気中の気中濃度測定を実施した結果、アスベストは検出されなかったことの周知を行った。

※令和 8 年 4 月 28 日に当該事実を確認するまでの間、工事を含めた維持管理を実施。

4 原因

平成 29 年度から令和元年度にわたり行ったアスベスト含有調査の報告書において、吹付けバーミキュライトに関する記載を適切に把握できていなかったことによるものです。

加えて、令和 3 年の法改正時及びその後の再調査においても、施設の維持管理に関わる職員の思い込みや確認不足、組織的なチェック機能が十分に果たせていなかったことにより、吹付けバーミキュライトをレベル 1 建材として適切に把握できず、誤った認識で管理していたことによるものです。

5 今後の対応

気中濃度測定においてアスベストは検出されておらず、適切に維持管理を行うため、建替えに伴う転居までの間、定期点検及び気中濃度測定を継続します。

6 改善策

今後、同様の事案が発生しないよう、関係法令の改正や施設管理・修繕、点検時などのあらゆる機会を通じて、アスベストに関する法令遵守の意識のもと複数職員によるアスベストに関する使用状況等の確認を徹底するなど、組織内での点検・確認体制の強化を図ります。

またアスベストに関する業務管理及び適正な事務執行に対する更なる意識の向上を図るため、職員研修を実施するなど、適切な施設管理を徹底します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建築都市局 住宅部 住宅改良課 電 話：072-228-8113 ファックス：072-228-8034
----------------------------	---